

## 統計関連学会連合統計教育推進委員会 運用規則

統計関連学会連合

### (総則)

- 第1条 この規則は、統計関連学会連合統計教育推進委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。  
本委員会は、統計関連学会連合規程第6条に基づく委員会である。

### (目的)

- 第2条 本委員会は、統計教育の推進に関する諸事を決定し、統計教育の普及および発展に資することを目的とする。

### (構成員)

- 第3条 本委員会の委員は以下の各号により構成される。  
(1) 統計関連学会連合加盟の各学会から推薦されたもの若干名  
(2) 本委員会委員長により任命されたもの若干名

### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とするが再任を妨げない。

### (委員長)

- 第5条 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選とする。委員長の任期は2年とするが、再任を妨げない。

### (経費)

- 第6条 委員会の運営に必要とされる経費は、統計関連学会連合理事会から配分される。配分された経費は委員長および委員長の指名した委員が管理する。

### (報告義務)

- 第7条 委員長は、統計関連学会理事会において、活動状況について報告する。

- 付則 本規則は2015年10月1日より施行する。